

太田市一般廃棄物指定ごみ袋等 取扱店の手引き



太 田 市

〈問合せ〉 産業環境部 清掃事業課

TEL 0276-31-8153

1. 太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店について

太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店(以下「取扱店」という。)とは、市が『太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店の指定等に関する要綱』に基づいて指定するものです。

取扱店の業務は、市民から納付される太田市一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)と引き換えに、それぞれの証紙(指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シール)を交付するとともに、納付された処理手数料を太田市指定金融機関又は太田市収納代理金融機関へ入金していただく収納業務となります。

※指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールは一般の商品とは異なり、市民から処理手数料を納付していただくための証紙であることから、消費税等の非課税対象であるとともに、定価販売が鉄則です。

2. 収納業務の委任について

この委任は、「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により定められた処理手数料の収納業務について、市と太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店との間で手続きを取り交わすものです。なお、新規の取扱申請の場合は、次の書類を提出していただき、市はその内容を審査し、取扱店としての指定の可否を決定します。

(1) 届出書類《申請時に必ず提出する書類①②④⑥》

① 一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定申込書(様式第1号)

② 一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定承諾書(様式第2号)

※「太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱要領」が添付されたものと致します。

③ 一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定に係る代理人選任届(様式第3号)

※申請者に代わり、販売等の業務を代理人に権限を委任する場合、届出が必要となります。

④ 債権債務者申請・口座振込依頼書(別紙様式)

※販売手数料の支払いは、口座振込となります。指定口座振込先等を記入してください。

⑤ 委任状

※債権者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要となります。

⑥ 店舗周辺地図

⑦ 一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定変更届(様式第5号)

⑧ 一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店廃止届(様式第6号)

(2) 証明書類《申請時に添付する書類》

① 個人の場合／市町村民税・固定資産税の領収証書(写)又は納税証明書、住民票

② 法人の場合／法人市町村民税・固定資産税の領収証書(写)又は納税証明書、登記事項証明書(※現在事項全部証明書)

3. 指定の決定と取扱店標識について

市は、取扱店としての指定を決定した場合、該当店舗に「一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定通知書」(様式第4号)と併せて、取扱店標識として「太田市指定ごみ袋等取扱店ステッカー(太田市一般廃棄物処理手数料収納事務指定者証)」等を交付します。

◎指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの取扱いは、申込書に記載された場所に設置された店舗のみが対象となり、届出場所以外での取扱いはできません。

◎取扱店ステッカー等は、店頭や店舗入り口等の見やすい箇所に掲示し、広く市民への周知を図ってください。

4. 太田市一般廃棄物指定ごみ袋等の取扱いに係る「処理手数料」及び「販売手数料」について

「処理手数料(指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの販売価格)」及び「販売手数料(市から取扱店に支払う業務取扱手数料)」は、次のとおりです。

※(「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」の定めによる)

① 可燃ごみ(もえるごみ) 色は黄色

袋サイズ	販売単位	処理手数料 (販売金額)	販売手数料
大 (45ℓ)	1セット(10枚)	200円	10%
中 (30ℓ)	1セット(14枚)	150円	
小 (20ℓ)	1セット(20枚)	150円	

② 不燃ごみ(もえないごみ) 色は透明

袋サイズ	販売単位	処理手数料 (販売金額)	販売手数料
大 (30ℓ)	1セット(10枚)	400円	10%
小 (15ℓ)		200円	16%

③ 粗大ごみ(指定ごみ袋に入りきらないごみ)

類	販売単位	処理手数料 (販売金額)	販売手数料
粗大ごみ処理シール100円券	1枚	100円	16%
粗大ごみ処理シール500円券	1枚	500円	16%

5. 取扱店の主な業務内容

(1) 指定ごみ袋等の発注

袋配送業者へ原則、ファックスまたはインターネットで発注願います。ファックス、インターネット環境がない場合は、電話での発注依頼とします。

① 発注及び納品日

- ・ 注文受付時間

ファックス、インターネットの場合は随時。(ファックス、インターネット環境のある店舗は必ずファックスまたはインターネットでお願いいたします。)

電話は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとなります。

- ・ 配送については、注文の翌週の3日間(火～木曜日)を予定しています。

② 発注の単位

梱包単位(=1箱単位)での発注となります。

梱包内容は、基本的に50セットとなります。但し、不燃ごみ(もえないごみ)小サイズ(15ℓ)については25セットになります。

なお、粗大ごみ処理シールにつきましては、100円券が30枚セット、500円券が10枚セットとなっておりますので、セット数で注文してください。

③ 発注先

指定ごみ袋等の発注は、市と契約を締結している袋配送業者へ発注していただくこととなります。

◆袋配送業者… 井上ビニール株式会社

前橋市三俣町3-11-7

(ア)ファックスによる申込み FAX 027-233-2384

ファックスの場合は、専用の注文用紙(別添資料)により依頼してください。取扱店番号、取扱店名等の記入もれには注意してください。

(イ)電話による申込み TEL 027-231-6999

最初に取扱店番号、取扱店名を告げ、依頼してください。

(ウ) インターネットによる申し込み

インターネット注文に関する登録、依頼方法、質問などは
井上ビニール(株) (027-231-6999)にお問い合わせください。

(2) 指定ごみ袋等の販売

① 販売について

指定ごみ袋の販売については、1セット単位となりますので、1枚単位の販売はできません。

粗大ごみ処理シールの販売については、1枚ごとといたします。

また、バーコード(JANコード)対応されている事業所につきましては、消費税を加算しない分離した計算による仕様等よろしくお願いいたします。

② 領収書の発行

処理手数料を収納したときはレジスター等により収納し、領収書の発行をしてください。(レシート可)

③ 取扱上の留意事項

(ア) 取扱いの形式は販売となりますが、実際の内容は商品の売買ではなく、処理手数料の收受行為ですので、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの割引販売(交付)は行えません。

また、同様に消費税の考え方はありませんので注意願います。

(イ) 上記に違反する行為は指定店取消しの要件となりますので、違反行為は絶対に行わないでください。

(3) 指定ごみ袋等の在庫管理

必要に応じて市から在庫状況についての問い合わせを行う場合がありますので、電算システムや出納簿等の記帳により、種類ごとの在庫管理についてご留意ください。

(4) 処理手数料の納付

袋配送業者からの報告に基づき、処理手数料の納付書を発送いたします。

発注数量に応じて処理手数料を一括納付していただく、買取方式となります。なお、納付の方法は、発送される納付書により指定された期日までに、別表の太田市指定金融機関又は太田市収納代理金融機関へ納付していただきます。納付書の金額は、月末締めของ当月内に納品となった分です。

① 請求書及び納付書の発送日

当月分を、翌月の10日までに発送いたします。

② 納期限

請求書を同封いたしますので、確認の上、該当月の翌月20日までに一括納入してください。

なお、納期限が休日(土・日・祝日)の場合は、その翌日が納期限となりますので注意願います。ただし、事務処理の関係から、早めの納付をお願いいたします。

納期限内に納付されないことが3ヶ月続きますと、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただきますことがあります。

(5) その他

取扱申請時に提出していただいた各種書類の記載内容等に変更が生じた場合は必ず、必要書類〔1頁の(1)届出書類の項を参照〕等による連絡をお願いします。

6. 販売手数料の支払い

市から納付書を送付する際、同封する請求書の中に販売手数料が計算された明細を記載いたします。この販売手数料は、貴店からの処理手数料の納入が確認できた後、指定口座への振込みによってお支払いします。

なお、販売手数料については、消費税の課税対象となることから、取扱店に対しては消費税相当額を加算した金額をお支払いしますので、取扱いについてよろしく願いいたします。

＜令和6年2月1日改訂＞

問い合わせ

太田市 清掃事業課

〒373-0842

太田市細谷町 604-1（リサイクルプラザ管理棟 2 階）

TEL:0276-31-8153

FAX:0276-31-7377

E-Mail:025700@mx. city. ota. gunma. jp
